

人材紹介基本契約書

(以下、「甲」という)とROUTE SHAPERS株式会社(以下、「乙」という)は、甲の人材採用に関し、甲の乙に対する人材紹介業務の委託を目的として、下記のとおり契約を締結する。

(委託内容)

第1条

甲は乙に対して、甲が必要とする人材の採用に関するコンサルティング及び人材紹介業務(以下「本件業務」という)を委託し、乙はこれを受託する。

(紹介手数料)

第2条

1. 甲は、本件業務に基づき乙から紹介された人材が入社した場合、乙に対し紹介手数料を支払うものとする。当該紹介手数料は、採用決定者の、想定年収の30%(消費税別)、(月例給与額に標準賞与額を加えたもの)を基準とし、算定基準に従って算出するものとする。尚、理論年収には時間外勤務手当、交通費は含まないものとする。
2. 本条第1項に定める紹介手数料を変更する場合、甲乙協議のうえ決定する。
3. 本件業務の遂行のために必要となる乙の諸費用は、前項に定める紹介手数料に含まれるものとする。
4. 甲は、本条第1項に定める紹介手数料を、採用決定者の入社月の翌月10日までに乙の指定する銀行口座へ振り込むものとする。尚、振込払いによる手数料は甲の負担とする。

(重複応募)

第3条

1. 乙から紹介された人材につき乙以外から重複して応募(甲への直接応募も含む)があった場合、応募を受け付けた日から1年間は、応募が早い方を優先して取り扱うものとする。
2. 方法を問わず、応募者の個人情報が甲に提供されたことをもって応募があったものとみなす。

(紹介手数料の返金)

第4条

乙は、甲に紹介した人材が本人の責に帰すべき事由による解雇または自己都合により退職に至った場合入社日から最終出勤日までの期間に応じて、第2条の定める紹介手数料を以下の比率に従い甲に返金するものとする。尚、振込払いによる手数料は乙の負担とする。

1ヶ月未満・・・80% 3ヶ月未満・・・30% 6ヶ月未満・・・10%

（機密の保持）

第5条

甲および乙は、それぞれ、本契約の締結または履行に際して知り得た情報を第三者に開示、提供または預託してはならない。但し、正当な権限のある官公署の求めによる場合はこの限りではない。また、本条の規定は本契約の終了後といえども有効とする。

（個人情報の取り扱い）

第6条

甲は、乙より提供された紹介者（採用に至らなかった者も含む）の個人情報を厳重に管理し、採用選考の目的の範囲で利用するものとし、乙の了解なく本契約中及び本契約終了後も第三者に開示又は漏洩してはならない。但し、乙は紹介者の個人情報について、採用選考を目的として、当該関係会社との間で共同利用することができるものとする。

（解除）

第7条

甲または乙が以下の各号のうち、1つ以上に該当した場合、相手方は何等の通知・催告等を要せず直ちに本契約の一部または全部を解除し得る。

- (1) 本契約に違反し、相当の期間を定めて催告しても違反事実が是正されないとき
- (2) 相手方に重大な損害または危害を及ぼしたとき
- (3) 監督官庁から営業許可等の取消、停止等の処分を受けたとき
- (4) 自己の財産について、差押、仮差押、仮処分、競売、強制執行、滞納処分等の公権力の処分を受けたとき
- (5) 破産、民事再生手続、会社更生等の申立があったとき
- (6) 災害その他やむを得ない事由により、契約の履行が困難と認められるとき
- (7) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対し詐術、暴力的行為、脅迫的言辞または業務妨害行為などの行為をしたとき

（反社会的勢力等の排除）

第8条

1. 甲及び乙は、本契約締結日および本契約期間中のいずれにおいても、次の各号のいずれにも該当しないことを他の当事者に表明し、保証する。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等又はこれらに準ずる反社会的な集団等（以下、「反社会的勢力」という。）であること。
- (2) 反社会的勢力と人的、資金的又は経済的に継続的な取引関係又は依存関係にあること。
- (3) 自ら又は反社会的勢力を利用して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞、不当要求行為、業務妨害行為、違法又は不正な行為を行うこと。

2. 甲及び乙は、他の当事者が前項各号のいずれかに該当したときは、催告その他の手続きを要しないで、無条件に本契約を直ちに解除することができるものとする。
3. 前項による解除権の行使は、解除当事者による相手方当事者への損害賠償の請求を妨げない。また解除当事者は、解除権の行使により相手方当事者に生じた損害を賠償する責を負わない。
4. 甲又は乙に第1項各号の事由がある場合、かかる甲又は乙は相手方当事者に対して本契約下で負担する一切の債務につき自動的に期限の利益を喪失するものとし、債務の全てを直ちに相手方当事者に弁済しなければならない。

（有効期間）

第9条

本契約の有効期間は、契約日から満1年とする。ただし、期間満了1ヵ月前までに、甲乙いずれからも書面による契約終了の意思表示がなされないときは、本契約は引き続き1年間更新されたものとし、以後も同様とする。

（合意管轄）

第10条

本契約について紛議が生じた場合は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。

（協議事項）

第11条

本契約に定めなき事項および解釈の疑義については、法令の規定ならびに慣習に従うほか、甲乙誠意をもって協議解決をはかるものとする。本契約の成立を証するため本契約書 2 通を作成し、甲乙双方記名捺印の上、各 1 通を保持する。

年 月 日

甲

乙 〒101-0052

東京都千代田区神田小川町2-12-1

ROUTE SHAPERS株式会社

代表取締役 田中 治希